

2019年4月11日

株 主 各 位

東京都中央区明石町8番1号
サンバイオ株式会社
代表取締役社長 森 敬 太

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年4月25日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年4月26日(金曜日)午前10時
 2. 場 所 東京都千代田区神田美土代町7番地
住友不動産神田ビル 2階 ベルサール神田
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。)
 3. 目的事項
- 報告事項
1. 第6期(2018年2月1日から2019年1月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第6期(2018年2月1日から2019年1月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役4名選任の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 当社及び当社の子会社の従業員に対する新株予約権(ストック・オプション)の発行の計画の承認の件
- 第4号議案 取締役に対するストック・オプションに関する報酬等の額及び内容決定の件
- 第5号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.sanbio.jp>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2018年2月1日から  
2019年1月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度、当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2018年2月1日～2019年1月31日)における日米両国の経済は、ともに底堅く推移していた企業収益、雇用環境及び個人消費が一旦落ち着き、景気は調整局面となりました。

日本の再生医療業界においては、2014年11月に施行された再生医療安全性確保法及び改正薬事法によって、再生医療の産業促進化が進むなか、2015年9月には、新制度の早期承認制度下で初めてとなる国内の再生医療等製品に対するの条件及び期限付き販売の承認がされるなど、再生医療等製品の実用化が現実となりつつあります。また、米国においては2016年12月に、21st Century Cures Act(21世紀治療法)が可決されました。新しい法制度のもと、再生医療が先進治療として新たなカテゴリー(RMAT: Regenerative Medicine Advanced Therapy)として識別されるとともに、今後、再生医療関連製品に係る承認制度の整備や新薬承認のスピードアップが図られていくことが予想されます。

このような環境のもと、当社グループ(以下、当社及び連結子会社SanBio, Inc.(米国カリフォルニア州マウンテンビュー市)の2社を指します。)は、中枢神経系疾患に対する新しい治療薬として当社グループ独自の再生細胞薬SB623の事業化を目指し、日米を中心に開発を進めています。当社グループ単独で進めている日米の慢性期外傷性脳損傷プログラムのフェーズ2臨床試験は、2018年4月に被験者(61名)の組み入れを完了し、同年11月に「SB623の投与群は、コントロール群と比較して、統計学的に有意な運動機能の改善を認め主要評価項目を達成。」という良好な結果を公表しました。これをもって、日本の慢性期外傷性脳損傷プログラムにおいては、国内の再生医療等製品に対する条件及び期限付承認制度を活用し、2020年1月期(2019年2月～2020年1月)中に、再生医療等製品としての製造販売の承認申請を目指します。そのため、当期はこの承認後のSB623の国内普及に向けた製造・物流・販売体制の構築に着手しており、流

通・販売体制構築準備の一環として、株式会社ケアネット等4社と共同研究を開始しました。一方、米国で大日本住友製薬株式会社と共同で進めている被験者163名を対象としたSB623慢性期脳梗塞プログラムのフェーズ2b臨床試験は、2019年1月に主要評価項目未達という解析結果を公表しました。現在、この詳細結果は解析中であり、その結果等を踏まえ、今後の開発及び事業計画を組み立てていきます。

また、当期は、2018年3月に第三者割当による行使価額修正条項付き第13回新株予約権を発行し11,058百万円を調達し、加えて、2018年11月に株式会社三井住友銀行と株式会社三菱UFJ銀行から1,000百万円と2,000百万円を、2018年12月に株式会社みずほ銀行から2,000百万円の長期コミットメントライン契約をそれぞれ締結し、今後の成長投資のための資金を確保しました。

このような状況のなか、当社グループが北米において大日本住友製薬株式会社と締結しているSB623の共同開発及び販売ライセンス契約により受領した開発協力金収入等の収入により、当連結会計年度の事業収益は741百万円（前連結会計年度は事業収益490百万円）となりました。営業損失については、上述の慢性期脳梗塞及び慢性期外傷性脳損傷を対象とした2つの開発プログラムに係る臨床試験費用等を含む費用として研究開発費3,721百万円を計上した結果、3,733百万円（前連結会計年度は営業損失4,378百万円）となりました。また、カリフォルニア州再生医療機構（CIRM）からの補助金分として営業外収益927百万円を計上したことにより、経常損失は2,919百万円（前連結会計年度は経常損失3,947百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は2,920百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失3,940百万円）となりました。

また、当社における当事業年度の業績は、事業収益の計上はなく、営業損失は807百万円（前事業年度は営業損失567百万円）、経常損失は712百万円（前事業年度は経常損失679百万円）、当期純損失は7,653百万円（前事業年度は当期純損失672百万円）となりました。

なお、当社グループは他家幹細胞を用いた再生細胞事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績記載を省略しています。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は48百万円であり、主なものは研究開発用設備等であります。

③ 資金調達の様況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より1,300百万円の調達を実施しました。当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、金融機関と5,000百万円のコミットメントライン契約を行っております。また、当連結会計年度中の新株予約権の行使（発行済株式数4,240,587株）により、総額11,113百万円の資金調達を行いました。この結果、当社の資本金は9,431百万円、発行済株式数は49,732,868株となっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第3期<br>(2016年1月期) | 第4期<br>(2017年1月期) | 第5期<br>(2018年1月期) | 第6期<br>(当連結会計年度)<br>(2019年1月期) |
|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 事業収益(百万円)               | 1,174             | 949               | 490               | 741                            |
| 経常損失(△)(百万円)            | △1,172            | △2,166            | △3,947            | △2,919                         |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円) | △988              | △1,835            | △3,940            | △2,920                         |
| 1株当たり当期純損失(△)(円)        | △22.67            | △40.88            | △86.85            | △60.17                         |
| 総資産(百万円)                | 8,271             | 6,292             | 5,193             | 13,975                         |
| 純資産(百万円)                | 6,366             | 4,594             | 853               | 8,909                          |
| 1株当たり純資産額(円)            | 142.66            | 101.52            | 18.33             | 178.42                         |

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分              | 第3期<br>(2016年1月期) | 第4期<br>(2017年1月期) | 第5期<br>(2018年1月期) | 第6期<br>(当事業年度)<br>(2019年1月期) |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------------|
| 事業収益(百万円)        | —                 | 56                | —                 | —                            |
| 経常損失(△)(百万円)     | △465              | △744              | △679              | △712                         |
| 当期純損失(△)(百万円)    | △466              | △745              | △672              | △7,653                       |
| 1株当たり当期純損失(△)(円) | △10.71            | △16.60            | △14.82            | △157.68                      |
| 総資産(百万円)         | 8,125             | 7,586             | 7,978             | 13,127                       |
| 純資産(百万円)         | 6,867             | 6,227             | 5,604             | 8,909                        |
| 1株当たり純資産額(円)     | 153.89            | 137.70            | 122.78            | 178.44                       |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名          | 資本金       | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容               |
|--------------|-----------|----------|-----------------------|
| SanBio, Inc. | 2,908千USD | 100.0%   | 他家幹細胞を用いた再生細胞薬の研究開発事業 |

### (4) 企業集団の対処すべき課題

全世界で再生医療の産業化が徐々に進むなか、各国でも国レベルの取り組みがされています。国内でも、再生医療を政府の成長戦略のひとつとして、この分野における科学・基礎研究への手厚い支援及び助成金の実施や、薬事法を改正し再生医療等製品への法制度の見直しを行ってきました。このような環境のなかで、当社グループは、再生細胞医薬品SB623の製造及び販売の開始をグローバルで目指すため、次の対処課題に取り組んでいきます。

#### ① SB623慢性期脳梗塞及び慢性期外傷性脳損傷プログラムの日米における承認取得及び販売開始

当社グループ単独で進めている日米の慢性期外傷性脳損傷プログラムのフェーズ2臨床試験は、2018年4月に被験者（61名）の組み入れを完了し、同年11月には「SB623の投与群は、コントロール群と比較して、統計学的に有意な運動機能の改善を認め主要評価項目を達成。」という良好な結果を得ました。これをもって、日本の慢性期外傷性脳損傷プログラムにおいては、国内の再生医療等製品に対する条件及び期限付承認制度を活用し、2020年1月期（2019年2月～2020年1月）中に、再生医療等製品としての製造販売の承認申請を目指します。一方、米国で大日本住友製薬株式会社と共同で進めている被験者163名を対象としたSB623慢性期脳梗塞プログラムのフェーズ2b臨床試験は、2019年1月に主要評価項目未達という解析結果を得ました。現在、この詳細結果は解析中であり、その結果等を踏まえ、今後の開発及び事業計画を組み立てていきます。

## ② 市販後の製造・物流・販売体制の構築

上述した現状の日米の慢性期外傷性脳損傷プログラムの開発状況を踏まえ、当期においてSB623市販後の製造・物流・販売体制の構築に着手しました。具体的には、製造体制構築準備の一環として、日立化成株式会社と製造委託業務を提携し、流通・販売体制構築準備の一環として、株式会社ケアネット等4社と共同研究を開始しました。これらの構築準備により、グローバルな対応が可能な製造体制及び品質管理体制の構築（特に日本での市販が可能になった際に、相当量の細胞薬を安定して医療機関に供給する製造体制及び製造能力の構築及び医療機関にスムーズに製品を供給するための物流・販売体制の構築）を図ってまいります。

## ③ SB623の適応拡大及びそれ以外のパイプラインの進捗

当社グループは、SB623の対象疾患を現在の慢性期脳梗塞及び慢性期外傷性脳損傷から、慢性期脳出血、網膜変性疾患（加齢黄斑変性等）、パーキンソン病、脊髄損傷及びアルツハイマー病へと順次適応拡大を図る予定です。

慢性期脳出血を対象としたプログラムについては、上述した慢性期外傷性脳損傷の良好な結果を受けて当期に新しくパイプラインに追加した適応症であり、現在フェーズ2又はフェーズ3からの臨床試験開始を見込んで準備を進めています。また、網膜変性疾患、脊髄損傷、パーキンソン病を対象としたプログラムについては非臨床試験段階であり、引き続きフェーズ1臨床試験開始に向けて準備を進めていきます。さらに、SB623以外では、再生細胞薬SB618（機能強化型・間葉系幹細胞）及び再生細胞薬SB308（筋肉幹細胞）を、次の新薬候補として保有しており、これらのパイプラインについても早期に研究開発に着手していきます。

## ④ SB623の販売エリア拡大

当社グループは、SB623の慢性期脳梗塞プログラムについては、大日本住友製薬株式会社と米国・カナダ地域における共同開発及び販売権ライセンスアウトに関する契約を締結しており、北米（カナダ含む。）での慢性期脳梗塞を対象とした販売に向けて取り組んでいます。今後、欧州、アジア、南米などの地域においても販売ができるように、それら地域をカバーしている製薬会社との提携を模索する等してエリアの拡大を図っていきます。

また、慢性期外傷性脳損傷プログラムについても、同様にエリアの拡大のための施策等を検討していきます。

⑤ 資金調達

当社グループは、上記のとおり、慢性期脳梗塞及び慢性期外傷性脳損傷を対象疾患としたSB623の開発を加速するために、またSB623の適応拡大、エリア拡大及びSB623以外のパイプラインを進捗させるために、資金調達を確実に行っていく必要があります。そのため、当社は、資金調達手段の確保・拡充に向けて、株式市場からの必要な資金の獲得や銀行からの融資、補助金等を通して、開発に必要な資金調達の多様化を図っていきます。

⑥ 人材の獲得

当社グループの研究開発体制は、コア・コンピタンスとなる研究開発及び製造プロセスのデザイン等は自社で行い、臨床試験及びその治験薬自体の製造の業務等は外部協力業者を活用するなど効率的に行っています。現在は小規模組織での運営を行っていますが、開発の加速、市販後体制の構築、適応疾患の拡大、パイプラインの進捗等に応じて、今後、適切かつ十分な人材確保に努めていきます。

(5) 主要な事業内容（2019年1月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、他家幹細胞を用いた再生細胞薬の研究開発及び販売業務であります。当社グループは他家幹細胞を用いた再生細胞事業の単一のセグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

(6) 主要な営業所（2019年1月31日現在）

① 当社の主な事業所

|     |        |
|-----|--------|
| 本 社 | 東京都中央区 |
|-----|--------|

② 当社グループの主な事業所

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 研 究 所 | Mountain View, CA, USA |
|-------|------------------------|

(7) 従業員の状況（2019年1月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 区 分             | 従 業 員 数  | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------------|----------|-------------|
| 他家幹細胞を用いた再生細胞事業 | 33 (0) 名 | 10 (-) 名増   |
| 全社 (共通)         | 10 (0) 名 | 1 (-) 名増    |
| 合 計             | 43 (0) 名 | 11 (-) 名増   |

(注) 従業員数は就業員数であり、契約社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|---------|-------------|
| 12名     | 42.5歳   | 1.7年        |

| 区 分             | 従 業 員 数  | 前事業年度末比増減 |
|-----------------|----------|-----------|
| 他家幹細胞を用いた再生細胞事業 | 7 (0) 名  | 4 (-) 名増  |
| 全社 (共通)         | 5 (0) 名  | - (-) 名   |
| 合 計             | 12 (0) 名 | 4 (-) 名増  |

(注) 従業員数は就業員数であり、契約社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年1月31日現在)

① 企業集団の主要な借入先の状況

| 借 入 先                     | 借 入 金 残 高 |
|---------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 2,300百万円  |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 1,400     |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫   | 300       |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行         | 33        |

② 当社の主要な借入先の状況

| 借 入 先                     | 借 入 金 残 高 |
|---------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 2,300百万円  |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 1,400     |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫   | 300       |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行         | 33        |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2019年1月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 150,000,000株
- ② 発行済株式の総数 49,732,868株
- ③ 株主数 19,367名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                                                             | 持株数 (千株) | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------------------------------------------|----------|---------|
| 川 西 徹                                                                             | 12,221   | 24.6%   |
| 森 敬 太                                                                             | 5,997    | 12.1    |
| 大日本住友製薬株式会社                                                                       | 2,820    | 5.7     |
| 帝 人 株 式 会 社                                                                       | 1,984    | 4.0     |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                                                                 | 884      | 1.8     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行<br>株 式 会 社 ( 信 託 口 )                                             | 648      | 1.3     |
| RBC IST 15 PCT LENDING<br>ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT                                | 534      | 1.1     |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社                                                                   | 487      | 1.0     |
| RBC ISB S/A DUB NON<br>RESIDENT/TREATY RATE UCITS-<br>C L I E N T S A C C O U N T | 487      | 1.0     |
| J . P . M O R G A N B A N K<br>LUXEMBOURG S . A . 3 8 5 5 7 6                     | 473      | 1.0     |

(注) 持株比率は自己株式 (190株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |           | 第 5 回 新 株 予 約 権                                       |
|------------------------|-----------|-------------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |           | 2014年 4 月 28 日                                        |
| 新 株 予 約 権 の 数          |           | 422, 543 個                                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |           | 普通株式 422, 543 株<br>(新株予約権 1 個につき 1 株)                 |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |           | 新株予約権 1 個当たり 1.1 円                                    |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |           | 新株予約権 1 個当たり 300 円<br>(1 株当たり 300 円)                  |
| 権 利 行 使 期 間            |           | 2014年 4 月 30 日から<br>2024年 1 月 1 日まで                   |
| 行 使 の 条 件              |           | (注)                                                   |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 社 外 取 締 役 | 新株予約権の数 150, 000 個<br>目的となる株式数 150, 000 株<br>保有者数 1 人 |
|                        | 監 査 役     | 新株予約権の数 6, 329 個<br>目的となる株式数 6, 329 株<br>保有者数 1 人     |

(注) 新株予約権の行使の条件

- (a) 本新株予約権者は、行使期間満了日までの間に、以下のいずれかの事由が生じた場合には、当該事由が生じた日以後、本新株予約権を行使することができないものとする。但し、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該上場の日をもって、本(a)記載の行使の条件は消滅する。
- (i) 行使価額を下回る金額の払込金額をもって当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式が処分された場合(但し、当該払込金額が会社法第199条第3項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。)
- (ii) 当社株主により、行使価額を下回る金額を対価として当社普通株式の売買が行われた場合(但し、当該売買時点における当社普通株式の株式価値よりも著しく低いと認められる価格で売買が行われた場合を除く。)
- (iii) 当社が、当社が依頼した第三者評価機関から、いずれかの事業年度末日を基準日としてディスカунテッド・キャッシュ・フロー法及び類似会社比較法の方法により評価された当社普通株式の1株当たりの株式評価額(一定の幅で評価が示されるものである場合は、当該幅の下限の金額)がいずれも行使価額を下回る内容の株式価値評価書を受領した場合。

- (b) 本新株予約権者が、従業員、取締役、監査役、又はコンサルタント（以下「役務提供者」という。）でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3ヶ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (c) 本新株予約権者が、米国内国歳入法典第22条(e)(3)に定義される完全且つ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (d) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

次の用語は、次に定める意味を有するものとする。

「従業員」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社に雇用される者をいう。従業員は、(i) 当社の許可を得た休職又は(ii) (a) 当社の事務所間の移動若しくは(b) 当社、当社の親会社、当社の子会社若しくはその承継者間の移動によっては、従業員の地位を失わないものとする。

「取締役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の取締役をいう。

「監査役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の監査役をいう。

「コンサルタント」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社により起用される自然人であって、コンサルタント又は助言業務を提供し、1933年米国証券法（その後の変更を含む。）に基づく規則701(c)(1)の要件を満たす者をいう。

「親会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第4号に定義される親会社をいう。但し、米国内国歳入法典に基づくIncentive Stock Option（以下「ISO」という。）との関係では、米国内国歳入法典第424条(e)に定義されるものに限定される。

「子会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第3号に定義される子会社をいう。但し、ISOとの関係では、米国内国歳入法典第424条(f)に定義されるものに限定される。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |             | 第11回新株予約権                                     | 第14回新株予約権                                      |
|------------------------|-------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |             | 2018年3月13日                                    | 2018年10月15日                                    |
| 新株予約権の数                |             | 3,100個                                        | 27,000個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |             | 普通株式 3,100株<br>(新株予約権1個につき1株)                 | 普通株式 27,000株<br>(新株予約権1個につき1株)                 |
| 新株予約権の払込金額             |             | 新株予約権1個当たり 1円                                 | 新株予約権1個当たり 1円                                  |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |             | 新株予約権1個当たり 1円<br>(1株当たり 1円)                   | 新株予約権1個当たり 3,792円<br>(1株当たり 3,792円)            |
| 権利行使期間                 |             | 2018年5月15日から<br>2028年3月12日まで                  | 2018年10月30日から<br>2028年10月14日まで                 |
| 行使の条件                  |             | (注) (b) (c) (d)                               | (注) (a) (b) (c) (d)                            |
| 使用人等への交付状況             | 当社使用人       | 新株予約権の数 900個<br>目的となる株式数 900株<br>交付者数 5人      | 新株予約権の数 27,000個<br>目的となる株式数 27,000株<br>交付者数 2人 |
|                        | 子会社の役員及び使用人 | 新株予約権の数 2,200個<br>目的となる株式数 2,200株<br>交付者数 15人 | 新株予約権の数 1個<br>目的となる株式数 1株<br>交付者数 1人           |

(注) 新株予約権の行使の条件

- (a) 割当日より満1年を経過した日において付与個数のうち4分の1にあたる個数について権利確定する。以後、1ヶ月経過毎に、割当日より満4年が経過する日まで、付与個数の36分の1にあたる個数について権利確定するものとする。
- (b) 本新株予約権者が、役務提供者（従業員、取締役、監査役、又はコンサルタントをいう。）でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3ヶ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (c) 本新株予約権者が、米国内国歳入法典第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (d) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

③ その他新株予約権等の状況

|                                        | 第12回新株予約権                           | 第13回新株予約権                                       |
|----------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 発行決議日                                  | 2018年3月13日                          | 2018年3月20日                                      |
| 新株予約権の数                                | 4,000個                              | 40,000個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数                     | 普通株式 4,000株<br>(新株予約権1個につき1株)       | 普通株式 4,000,000株<br>(新株予約権1個につき100株)             |
| 新株予約権の払込金額                             | 新株予約権1個当たり 一円                       | 新株予約権1個当たり 2,500円                               |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                 | 新株予約権1個当たり 3,148円<br>(1株当たり 3,148円) | 当初行使価額<br>新株予約権1個当たり 380,000円<br>(1株当たり 3,800円) |
| 新株予約権の行使期間                             | 2018年5月15日から<br>2028年3月12日まで        | 2018年4月9日から<br>2021年4月9日まで<br>(注) 3             |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 | (注) 1                               | (注) 1                                           |
| 新株予約権の行使の条件                            | (注) 2                               | 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。                         |
| 割当先                                    | 当社コンサルタント 1人                        | 第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数を野村證券株式会社割当てた。          |

(注) 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

2. 新株予約権の行使の条件

- (a) 割当日より満1年を経過した日において付与個数のうち4分の1にあたる個数について権利確定する。以後、1ヶ月経過毎に、割当日より満4年を経過する日まで、付与個数の36分の1にあたる個数について権利確定するものとする。
- (b) 本新株予約権者が、役務提供者（従業員、取締役、監査役、又はコンサルタントをいう。）でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3ヶ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (c) 本新株予約権者が、米国内国歳入法典第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

(d) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

3. 2018年3月20日開催の取締役会決議に基づく第三者割当による第13回新株予約権は、すべての行使が完了いたしております。

### (3) 会社役員の状態

#### ① 取締役及び監査役の状態（2019年1月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                      |
|----------|-------|-------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長  | 川西 徹  | SanBio, Inc. 取締役                                                  |
| 代表取締役社長  | 森 敬太  | SanBio, Inc. 取締役 Chairman                                         |
| 取締役      | 古谷 昇  | 有限会社ビークル 代表取締役<br>コンピ株式会社 社外取締役<br>株式会社ジズ 社外取締役<br>ビルコム株式会社 社外取締役 |
| 常勤監査役    | 棚橋 正顕 |                                                                   |
| 監査役      | 植田 俊道 | 響きパートナーズ株式会社 取締役<br>パートナー<br>サインポスト株式会社 社外取締役                     |
| 監査役      | 山角 健  | ファーマバイオ株式会社 社外取締役                                                 |

- (注) 1. 取締役古谷 昇氏は、社外取締役であります。  
 2. 常勤監査役棚橋 正顕氏、監査役植田 俊道氏及び監査役山角 健氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役植田 俊道氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 当社は、古谷 昇氏、棚橋 正顕氏、植田 俊道氏、及び山角 健氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

#### ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

2018年4月27日開催の第5回定時株主総会終結の時をもって、監査役福田 訓士氏は辞任により退任いたしました。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                      | 員 数       | 報 酬 等 の 額    |
|--------------------------|-----------|--------------|
| 取 締 役<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 3名<br>(1) | 69百万円<br>(6) |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 4<br>(4)  | 20<br>(20)   |
| 合 計<br>(う ち 社 外 役 員)     | 7<br>(5)  | 90<br>(26)   |

- (注) 1. 取締役の報酬等には、従業員兼務取締役の従業員分給とは含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、2013年3月25日開催の臨時株主総会において、年額5億円以内（但し、従業員分給とは含まない。）と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、2013年3月25日開催の臨時株主総会において、年額3億円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役古谷 昇氏は、有限会社ビークル代表取締役、コンビ株式会社社外取締役、株式会社ジズ社外取締役、ビルコム株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役植田 俊道氏は、響きパートナーズ株式会社取締役/パートナー、サインポスト株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役山角 健氏は、ファーマバイオ株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 主 な 活 動 状 況 |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 古 谷 昇   | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。経営に関する高い見地にに基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                                                                                                                                                                            |
| 監査役 棚 橋 正 顕 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち11回、監査役会14回のうち11回に出席いたしました。なお、棚橋氏は、2018年4月27日開催の第5回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。同氏の就任後の取締役会の開催回数は11回、監査役会の開催回数は11回であります。経営に関する高い見地にに基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経営戦略並びに業績について、適宜必要な発言を行っております。 |
| 監査役 植 田 俊 道 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地にに基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について、適宜必要な発言を行っております。                                                                                                         |
| 監査役 山 角 健   | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。経営に関する高い見地にに基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の研究開発並びに内部管理体制について、適宜必要な発言を行っております。                                                                                                             |

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

## ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

有限責任監査法人トーマツ

##### ② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 30百万円     |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30        |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、会計監査人の監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき相当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

##### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で責任限定契約を締結しておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会が、業務の適正を確保するために必要な体制の整備について決議した内容の概要は、当事業年度末現在、次のとおりであります。

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 法令・定款及び社会規範を遵守するための「コンプライアンス行動規範」を制定し、全社に周知・徹底することにより、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
  - ロ. 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
  - ハ. 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。
  
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令に基づき、適切に保存及び管理を行う。
  - ロ. 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
  
- ③ 損失の危険への管理に関する体制
  - イ. 取締役会において、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
  - ロ. 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速対処するものとする。
  
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離する。
  - ロ. 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
  - ハ. 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 経営管理部が管理担当となり、関係会社管理規程に基づき、関係会社管理を行う。
  - ロ. 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営管理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
  - ハ. 経営管理部は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。なお、経営管理部については、代表取締役会長が内部監査を実施し、代表取締役社長に報告する。
- ⑥ 監査役が職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- イ. 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役より監査役の補助の要請を受けた従業員は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。
  - ロ. 当該従業員の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。
- ⑧ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、取締役会のほか重要会議である執行役員会議に出席し、取締役及び従業員から職務執行状況の報告を求めることができる。
  - ロ. 取締役及び従業員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を確保する。
- ロ. 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- ハ. 監査役は、会計監査人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- ニ. 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、2014年12月に取締役会決議を行った当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

2018年2月1日から2019年1月31日までの期間においては、職務の執行が効率的に行われること及び業務の適正を確保することを目的として、当社及び当社子会社における主要な業務プロセスの精査及び変更を行い、人員の増強を含めた運用体制の整備に努めました。

また、当社及び当社子会社はそれぞれ内部通報窓口を設置しており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、特に定めておりません。

## 連結貸借対照表

(2019年1月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| (資産の部)          |                   | (負債の部)          |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>13,058,913</b> | <b>流動負債</b>     | <b>1,066,854</b>  |
| 現金及び預金          | 12,453,031        | 一年内返済予定の長期借入金   | 33,380            |
| 前渡金             | 519,009           | 未払金             | 315,509           |
| その他             | 86,872            | 未払費用            | 157,902           |
| <b>固定資産</b>     | <b>917,061</b>    | 前受金             | 489,282           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>74,165</b>     | その他             | 70,780            |
| 建物及び構築物         | 939               | <b>固定負債</b>     | <b>4,000,000</b>  |
| 工具、器具及び備品       | 65,849            | 長期借入金           | 4,000,000         |
| 建設仮勘定           | 7,376             | <b>負債合計</b>     | <b>5,066,854</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,601</b>      | (純資産の部)         |                   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>840,295</b>    | <b>株主資本</b>     | <b>8,899,393</b>  |
| 投資有価証券          | 828,828           | 資本金             | 9,431,953         |
| その他             | 11,467            | 資本剰余金           | 13,143,396        |
| <b>資産合計</b>     | <b>13,975,975</b> | 利益剰余金           | △13,675,118       |
|                 |                   | 自己株式            | △837              |
|                 |                   | その他の包括利益累計額     | △25,854           |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金    | △171,147          |
|                 |                   | 為替換算調整勘定        | 145,293           |
|                 |                   | <b>新株予約権</b>    | <b>35,580</b>     |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>    | <b>8,909,120</b>  |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>13,975,975</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

( 自 2018年2月1日 )  
( 至 2019年1月31日 )

(単位：千円)

| 科 目                | 金         | 額          |
|--------------------|-----------|------------|
| 事業収益               |           | 741,614    |
| 事業費用               |           |            |
| 研究開発費              | 3,721,042 |            |
| その他の販売費及び一般管理費     | 754,492   | 4,475,534  |
| 営業損失(△)            |           | △3,733,919 |
| 営業外収益              |           |            |
| 受取利息               | 13,063    |            |
| 補助金収入              | 927,159   |            |
| その他                | 23,709    | 963,932    |
| 営業外費用              |           |            |
| 支払利息               | 33,836    |            |
| 資金調達費用             | 59,447    |            |
| 株式交付費              | 56,652    | 149,936    |
| 経常損失(△)            |           | △2,919,923 |
| 特別利益               |           |            |
| 新株予約権戻入益           | 570       | 570        |
| 税金等調整前当期純損失(△)     |           | △2,919,353 |
| 法人税、住民税及び事業税       |           | 1,210      |
| 当期純損失(△)           |           | △2,920,563 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△) |           | △2,920,563 |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 自 2018年2月1日 )  
( 至 2019年1月31日 )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |            |             |         |             |
|-------------------------|-----------|------------|-------------|---------|-------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金  | 利 益 剰 余 金   | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高               | 3,875,072 | 7,586,514  | △10,754,555 | △180    | 706,851     |
| 当 期 変 動 額               |           |            |             |         |             |
| 新 株 の 発 行               | 5,556,881 | 5,556,881  |             |         | 11,113,762  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)  |           |            | △2,920,563  |         | △2,920,563  |
| 自己株式の取得                 |           |            |             | △657    | △657        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |            |             |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 5,556,881 | 5,556,881  | △2,920,563  | △657    | 8,192,542   |
| 当 期 末 残 高               | 9,431,953 | 13,143,396 | △13,675,118 | △837    | 8,899,393   |

|                         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額      |                |                        | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計  |
|-------------------------|----------------------------|----------------|------------------------|-----------|------------|
|                         | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 為 替 換 算<br>勘 定 | そ の 他 利 益<br>累 計 額 合 計 |           |            |
| 当 期 首 残 高               | —                          | 126,936        | 126,936                | 19,463    | 853,251    |
| 当 期 変 動 額               |                            |                |                        |           |            |
| 新 株 の 発 行               |                            |                |                        |           | 11,113,762 |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)  |                            |                |                        |           | △2,920,563 |
| 自己株式の取得                 |                            |                |                        |           | △657       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △171,147                   | 18,357         | △152,790               | 16,117    | △136,673   |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △171,147                   | 18,357         | △152,790               | 16,117    | 8,055,869  |
| 当 期 末 残 高               | △171,147                   | 145,293        | △25,854                | 35,580    | 8,909,120  |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 【連結注記表】

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

|          |              |
|----------|--------------|
| 連結子会社の数  | 1社           |
| 連結子会社の名称 | SanBio, Inc. |

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 39年

工具、器具及び備品 3～5年

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）で償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 211,876千円

2. 貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

|              |             |
|--------------|-------------|
| 貸出コミットメントの総額 | 8,100,000千円 |
| 借入実行残高       | 2,800,000千円 |
|              | <hr/>       |
|              | 5,300,000千円 |

上記の貸出コミットメント契約について、次の財務制限条項が付されております(契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しております)。

(1) 2020年1月決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期間について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常利益が2期連続して損失とならないようにすること。

(連結損益計算書に関する注記)

補助金収入

カリフォルニア州再生医療機構 (CIRM) からの脳梗塞フェーズ 2b 臨床試験に関する補助金は、各マイルストンの条件達成時に営業外収益に計上しております。なお、開発が成功し商業化された場合には、補助金交付額の全額を一括等でカリフォルニア州に返還する義務が定められております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

|      |             |
|------|-------------|
| 普通株式 | 49,732,868株 |
|------|-------------|

2. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 556,205株 |
|------|----------|

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金繰計画に照らして、必要な資金を金融機関からの借入により調達しております。

外貨建の現金及び預金、金銭債務である未払金等は、為替変動リスクに晒されております。外貨建の債権債務に係る為替変動リスクについて、為替相場の状況を継続的に把握しております。また、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。定期的に時価等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|            | 連結貸借対照表<br>計上額(※) | 時 価(※)      | 差 額   |
|------------|-------------------|-------------|-------|
| (1) 現金及び預金 | 12,453,031        | 12,453,031  | —     |
| (2) 投資有価証券 | 828,828           | 828,828     | —     |
| (3) 未払金    | (315,509)         | (315,509)   | —     |
| (4) 長期借入金  | (4,033,380)       | (4,036,719) | 3,339 |

(※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(3) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、一年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めています。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 178円42銭

1株当たり当期純損失(△) △60円17銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(2019年1月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額        | 科 目           | 金 額        |
|-----------|------------|---------------|------------|
| (資産の部)    |            | (負債の部)        |            |
| 流動資産      | 11,072,744 | 流動負債          | 217,402    |
| 現金及び預金    | 10,984,810 | 一年内返済予定の長期借入金 | 33,380     |
| 前払費用      | 21,275     | 未払金           | 80,332     |
| その他       | 66,658     | 未払費用          | 32,909     |
|           |            | 未払法人税等        | 66,188     |
|           |            | 預り金           | 4,592      |
|           |            | 固定負債          | 4,000,000  |
|           |            | 長期借入金         | 4,000,000  |
| 固定資産      | 2,054,373  | 負債合計          | 4,217,402  |
| 投資その他の資産  | 2,054,373  | (純資産の部)       |            |
| 投資有価証券    | 828,828    | 株主資本          | 9,045,281  |
| 関係会社長期貸付金 | 7,418,960  | 資本金           | 9,431,953  |
| その他       | 449,585    | 資本剰余金         | 9,429,453  |
| 貸倒引当金     | △6,643,000 | 資本準備金         | 9,429,453  |
| 資産合計      | 13,127,117 | 利益剰余金         | △9,815,288 |
|           |            | その他利益剰余金      | △9,815,288 |
|           |            | 繰越利益剰余金       | △9,815,288 |
|           |            | 自己株式          | △837       |
|           |            | 評価・換算差額等      | △171,147   |
|           |            | その他有価証券評価差額金  | △171,147   |
|           |            | 新株予約権         | 35,580     |
|           |            | 純資産合計         | 8,909,715  |
|           |            | 負債・純資産合計      | 13,127,117 |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

( 自 2018年2月1日 )  
( 至 2019年1月31日 )

(単位：千円)

| 科 目                          | 金         | 額                 |
|------------------------------|-----------|-------------------|
| <b>事 業 費 用</b>               |           |                   |
| 研 究 開 発 費                    | 317,121   |                   |
| その他の販売費及び一般管理費               | 490,491   | 807,612           |
| <b>営 業 損 失 ( △ )</b>         |           | <b>△807,612</b>   |
| <b>営 業 外 収 益</b>             |           |                   |
| 受 取 利 息                      | 236,787   |                   |
| そ の 他                        | 8,273     | 245,060           |
| <b>営 業 外 費 用</b>             |           |                   |
| 支 払 利 息                      | 33,836    |                   |
| 資 金 調 達 費 用                  | 59,447    |                   |
| 株 式 交 付 費                    | 56,652    | 149,936           |
| <b>経 常 損 失 ( △ )</b>         |           | <b>△712,488</b>   |
| <b>特 別 利 益</b>               |           |                   |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益              | 570       | 570               |
| <b>特 別 損 失</b>               |           |                   |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損            | 297,091   |                   |
| 関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額      | 6,643,000 | 6,940,091         |
| <b>税 引 前 当 期 純 損 失 ( △ )</b> |           | <b>△7,652,008</b> |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税      |           | 1,210             |
| <b>当 期 純 損 失 ( △ )</b>       |           | <b>△7,653,218</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 自 2018年2月1日 )  
( 至 2019年1月31日 )

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本   |           |           |            |            |         | 株 主 資 本 計  |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|---------|------------|
|                     | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |           | 利 益 剰 余 金  |            | 自 己 株 式 |            |
|                     |           | 資本準備金     | 資本剰余金計    | その他剰余金計    | 利益剰余金計     |         |            |
| 当 期 首 残 高           | 3,875,072 | 3,872,572 | 3,872,572 | △2,162,069 | △2,162,069 | △180    | 5,585,395  |
| 当 期 変 動 額           |           |           |           |            |            |         |            |
| 新 株 の 発 行           | 5,556,881 | 5,556,881 | 5,556,881 |            |            |         | 11,113,762 |
| 当期純損失(△)            |           |           |           | △7,653,218 | △7,653,218 |         | △7,653,218 |
| 自己株式の取得             |           |           |           |            |            | △657    | △657       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |           |           |            |            |         |            |
| 当期変動額合計             | 5,556,881 | 5,556,881 | 5,556,881 | △7,653,218 | △7,653,218 | △657    | 3,459,886  |
| 当 期 末 残 高           | 9,431,953 | 9,429,453 | 9,429,453 | △9,815,288 | △9,815,288 | △837    | 9,045,281  |

|                     | 評価・換算差額等     |          | 新 子 株 約 権 | 純 資 産 計    |
|---------------------|--------------|----------|-----------|------------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等 |           |            |
| 当 期 首 残 高           | -            | -        | 19,463    | 5,604,858  |
| 当 期 変 動 額           |              |          |           |            |
| 新 株 の 発 行           |              |          |           | 11,113,762 |
| 当期純損失(△)            |              |          |           | △7,653,218 |
| 自己株式の取得             |              |          |           | △657       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △171,147     | △171,147 | 16,117    | △155,030   |
| 当期変動額合計             | △171,147     | △171,147 | 16,117    | 3,304,856  |
| 当 期 末 残 高           | △171,147     | △171,147 | 35,580    | 8,909,715  |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ①子会社株式

移動平均法による原価法

##### ②その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

#### (2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 22,845千円  |
| 長期金銭債権 | 439,222千円 |
| 短期金銭債務 | 6,933千円   |
  
2. 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務

|      |       |
|------|-------|
| 金銭債務 | 840千円 |
|------|-------|

3. 貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

|              |             |
|--------------|-------------|
| 貸出コミットメントの総額 | 8,100,000千円 |
| 借入実行残高       | 2,800,000千円 |
|              | 5,300,000千円 |

上記の貸出コミットメント契約について、次の財務制限条項が付されております(契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しております)。

- (1) 2020年1月決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期間について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常利益が2期連続して損失とにならないようにすること。

(損益計算書に関する注記)

- 関係会社との取引高
- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 営業取引以外の取引による取引高 |           |
| 受取利息            | 230,517千円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
- |      |      |
|------|------|
| 普通株式 | 190株 |
|------|------|

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

|           |              |
|-----------|--------------|
| 繰延税金資産    |              |
| 減価償却超過額   | 4,349千円      |
| 賞与引当金     | 5,508千円      |
| 未払事業税     | 19,829千円     |
| 株式報酬費用    | 10,763千円     |
| 関係会社株式評価損 | 90,983千円     |
| 貸倒引当金     | 2,034,404千円  |
| 繰越欠損金     | 815,522千円    |
| その他       | 1,396千円      |
| 繰延税金資産小計  | 2,982,758千円  |
| 評価性引当額    | △2,982,758千円 |
| 繰延税金資産合計  | —千円          |

## (関連当事者との取引に関する注記)

## 1. 子会社及び関係会社等

(単位：千円)

| 種類  | 会社等の名称       | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係         | 取引の内容         | 取引金額      | 科目                                          | 期末残高      |
|-----|--------------|----------------|-------------------|---------------|-----------|---------------------------------------------|-----------|
| 子会社 | SanBio, Inc. | 所有<br>直接 100%  | 役員兼務<br><br>資金の貸付 | 資金の貸付         | 7,426,820 | 関係会社<br>長期貸付金<br>(注2)<br>長期未収<br>収益<br>(注2) | 7,418,960 |
|     |              |                |                   | 利息の受取<br>(注1) | 230,517   |                                             | 439,222   |
|     |              |                |                   | 債務の保証<br>(注3) | 400,000   |                                             |           |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) SanBio, Inc. への資金の貸付に係る利息については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) SanBio, Inc. への関係会社長期貸付金及び長期未収収益に対し、当事業年度において6,643,000千円の関係会社貸倒引当金繰入額及び貸倒引当金を計上しております。

(注3) 当社は銀行借入れに対してSanBio, Inc. より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

## 2. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

| 種類         | 会社等の名称又は氏名 | 議決権等の所有(被所有)割合     | 関連当事者との関係 | 取引の内容         | 取引金額(注2) | 科目  | 期末残高(注2) |
|------------|------------|--------------------|-----------|---------------|----------|-----|----------|
| 役員及び個人主要株主 | 森 敬太       | 被所有<br>直接<br>12.1% | 当社代表取締役社長 | 経費の立替<br>(注1) | 7,265    | 未払金 | 643      |

(注1) 経費の立替は、実際発生額を精算したものであります。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

178円44銭

1株当たり当期純損失(△)

△157円68銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年 3月26日

サンバイオ株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 城戸 和 弘 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菊池 寛 康 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンバイオ株式会社の2018年2月1日から2019年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンバイオ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年3月26日

サンバイオ株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 城戸和弘 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菊池寛康 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンバイオ株式会社の2018年2月1日から2019年1月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年2月1日から2019年1月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年3月26日

サンバイオ株式会社 監査役会

|              |   |   |   |   |   |
|--------------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 棚 | 橋 | 正 | 顕 | ㊟ |
| 監査役（社外監査役）   | 植 | 田 | 俊 | 道 | ㊟ |
| 監査役（社外監査役）   | 山 | 角 |   | 健 | ㊟ |

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式数    |
|-------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | かわにしとおる<br>川西徹<br>(1967年11月8日生) | 1993年4月 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ 入社<br>1996年7月 株式会社ケアネット設立、副社長 就任<br>2001年2月 SanBio, Inc. 設立、Chairman 就任<br>2005年4月 同社 Co-CEO 就任<br>2013年2月 当社設立に伴い、代表取締役会長 就任（現任）<br>2018年10月 SanBio, Inc. 取締役 就任（現任） | 12, 221, 186株 |
| 2     | もりけいた<br>森敬太<br>(1967年6月23日生)   | 1993年4月 麒麟麦酒株式会社 入社（ビール事業研究開発部門）<br>2001年2月 SanBio, Inc. 設立、CEO 就任<br>2005年4月 同社 Chairman & Co-CEO 就任<br>2013年2月 当社設立に伴い、代表取締役社長 就任（現任）<br>2018年10月 SanBio, Inc. 取締役 Chairman 就任（現任）                 | 5, 997, 284株  |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|-----------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3         | 二 古 た に のぼる<br>谷 昇<br>(1956年11月13日生) | 1981年4月 株式会社ポストン・コンサルティング・グループ 入社<br>1999年12月 同社シニア・ヴァイス・プレジデント 就任<br>2000年6月 株式会社ドリームインキュベータ創業、代表取締役 就任<br>2005年6月 参天製薬株式会社 社外取締役 就任<br>コンビ株式会社 社外取締役 就任 (現任)<br>2006年9月 筑波大学大学院 非常勤講師及び客員教授 就任<br>2006年11月 株式会社ジェイアイエヌ 社外取締役 就任 (現任)<br>2013年3月 当社 社外取締役 就任 (現任)<br>2015年3月 ビルコム株式会社 社外取締役 就任 (現任)<br>2018年3月 株式会社メドレー 社外取締役 就任 (現任) | 7,143株            |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)    | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|-----------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4         | ※<br>辻 村 明 広<br>(1967年12月26日生) | 1992年4月 ニチメン株式会社（現双日株式<br>会社）入社<br>2004年8月 参天製薬株式会社 入社<br>2012年4月 同社 執行役員/Santen Inc.<br>社長兼CEO 就任<br>2015年4月 同社 常務執行役員 アジア事業<br>部長 就任<br>2016年4月 同社 専務執行役員 企画本部<br>長 アジア事業・北米事業担当/<br>Santen Inc. 社長兼CEO 就任<br>2017年7月 同社 取締役専務執行役員 就任<br>2018年10月 当社 執行役員専務/SanBio,<br>Inc. CEO 就任（現任） | 一株                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任の取締役候補者であります。
3. 古谷 昇氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 古谷 昇氏は、複数の企業の社外取締役及び社外監査役を務めており、企業経営に関する豊富な経験や知見を有していることから、社外取締役候補者としております。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって6年1ヶ月となります。
5. 当社は、社外取締役として期待される役割を十分発揮できるよう、古谷 昇氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1         | うえだとしみち<br>植田俊道<br>(1967年7月10日生)      | 1990年10月 中央新光監査法人 入所<br>1996年10月 大和証券株式会社（現大和証券株式会社）入社<br>1999年10月 株式会社ラルク 取締役 就任<br>2008年3月 アンジェスMG株式会社 管理担当執行役員 就任<br>2012年9月 響きパートナーズ株式会社 取締役パートナー 就任<br>2013年3月 当社 社外監査役 就任（現任）<br>2017年5月 サインポスト株式会社 社外取締役 就任（現任） | 一株         |
| 2         | たなはしまさあき<br>棚橋正顕<br>(1962年4月10日生)     | 1986年4月 コナミ株式会社 入社<br>1995年8月 グラムス株式会社 入社<br>1996年4月 同社 常務取締役 就任<br>2014年6月 株式会社イオレ 社外常勤監査役 就任<br>2016年11月 株式会社SELTECH 監査役 就任<br>2018年4月 当社 常勤社外監査役 就任（現任）                                                             | 一株         |
| 3         | ※<br>さとうよういち<br>佐藤洋一<br>(1954年8月18日生) | 1984年4月 麒麟麦酒株式会社 入社（開発化学研究所）<br>2008年4月 キリンファーマ株式会社 執行役員 開発本部長 就任<br>2009年4月 協和発酵キリン株式会社 執行役員 信頼性保証本部長 就任<br>2012年4月 同社 常務執行役員 開発本部長 就任<br>2014年4月 同社 常務執行役員 研究開発本部長 就任<br>2015年4月 同社 取締役常務執行役員 研究開発本部長 就任             | 一株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任の監査役候補者であります。
3. 植田 俊道氏及び棚橋 正顕氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 佐藤 洋一氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、当社は同氏を独立役員として指定する予定であります。
5. 植田 俊道氏は、公認会計士として企業経営、特に会計及び新規株式公開に関する豊富な経験や知見を有していることから、社外監査役候補者としております。なお、同氏は現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって6年1ヶ月となります。
6. 棚橋 正顕氏は、企業における管理部や経営企画部門を中心に長年培われた豊富な経験、幅広い知識を有することに加え、ベンチャー企業等での監査経験が豊富であることから、社外監査役候補者としております。なお、同氏は現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
7. 佐藤 洋一氏は、製薬企業における開発部門及び薬事部門の責任者としての長年の経験を有しており、それらを当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役候補者としております。
8. 当社は、社外監査役として期待される役割を十分発揮できるよう、植田 俊道氏及び棚橋 正顕氏との間で、それぞれ、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。各氏の選任が承認された場合、当社は、各氏との間で、当該契約を継続する予定であります。また、佐藤 洋一氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

### 第3号議案 当社及び当社の子会社の従業員に対する新株予約権（ストック・オプション）の発行の計画の承認の件

#### 1. 提案の理由

##### (1) プランの趣旨及び目的

当社は、当社及び当社の子会社の従業員（当社の取締役を兼任する者を含みます。）の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、当社グループ全体の中長期的な企業価値向上に資することを目的として、当社及び当社の子会社の従業員に対してストック・オプションとしての新株予約権を発行したいと考えております。

その発行の際には、会社法第238条及び第240条の定めに従い、当社取締役会の決議をもって新株予約権の募集事項を決定いたしますが、米国カリフォルニア州に所在する当社の子会社SanBio, Inc.の米国従業員を対象者を含めて新株予約権を発行するに当たっては、米国法上、新株予約権の発行の計画の内容を株主総会の決議により定めることが必要となる場合があることから、当該計画の内容として、下記2.の内容の「サンバイオ株式会社 2019年～2021年インセンティブ・ストック・オプション・プラン」（以下「2019年インセンティブ・プラン」といいます。）のご承認をお願いするものであります。

2019年インセンティブ・プランに基づき発行される新株予約権は、その行使価額について、新株予約権の割当日における当社株式の公正価値を下回らないものとするにより（下記2.（5）ご参照）、割当日後の当社株価の上昇分が従業員（当社の取締役を兼任する者を含みます。）の利益となるようにするものです。このストック・オプションを発行することにより、優秀な人材の確保の手段としてストック・オプションを活用するほか、当社グループ全体の中長期的な企業価値の向上に向けた従業員の意欲や士気を多角的に喚起することが可能になるものと考えています。

なお、2019年インセンティブ・プランの対象者となる当社及び当社の子会社の従業員の中には、当社の取締役を兼任する者が含まれる予定であり、当該兼任者に対するストック・オプションの付与については、取締役の報酬等として、第4号議案で重ねてご承認をお願いしております。

##### (2) 発行済の新株予約権の取得・消却等

なお、当社が既に発行している新株予約権のうち、第6回乃至第9回及び第11回新株予約権については、付与対象者である従業員の退職により、各回次の新株予約権の発行要領中の無償取得事由に該当することとなったものが

ありますので、2019年3月26日開催の取締役会において、当該発行要領の規定に基づき、合計9,281個の新株予約権（その目的である株式は、普通株式9,281株）について、同年4月11日付で、当社にて無償取得の上、消却することを決議いたしました。

また、当社が既に発行している新株予約権のうち、第3回乃至第5回新株予約権については、付与対象者である従業員の退職により、各回次の新株予約権の発行要領中の行使条件を満たさなくなったものがありますので、2019年3月26日開催の取締役会において、合計108,786個の新株予約権（その目的である株式は、普通株式108,786株）について、同日付で、当該従業員の復職等の可能性がなく、新株予約権が行使不能により消滅していることを確認する旨の決議を行いました。

本議案でご承認をお願いする2019年インセンティブ・プランに基づき発行される新株予約権の目的である株式は、当社普通株式最大250,000株（第6期末（2019年1月31日）時点の発行済株式総数に対して約0.5%相当）であるところ、上記のとおり取得・消却され又は消滅の確認がされる新株予約権の目的である株式の合計数が118,067株（第6期末（2019年1月31日）時点の発行済株式総数に対して約0.2%相当）であること、また、2019年インセンティブ・プランは、当社及び当社の子会社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、当社グループ全体の中長期的な企業価値向上に資することを目的とするものであることから、適切な規模であるものと考えております。

## 2. 2019年インセンティブ・プランの内容

### (1) 2019年インセンティブ・プランに基づき発行される新株予約権

当社の新株予約権（以下2.において「本新株予約権」という。）を発行する。本新株予約権は、インセンティブ・ストック・オプション（米国内国歳入法典第422条で定義されるところを意味する。以下2.において「ISO」という。）又はISOとして適格とならないストック・オプションとして発行することができる。

### (2) 本新株予約権の割当対象者

当社及び当社の子会社（米国内国歳入法典第424条(f)で定義されるところを意味する。）の従業員

（注）当社の取締役を兼任する者を含む。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数

当社普通株式 最大250,000株（第6期末（2019年1月31日）時点の発行済株式総数に対して約0.5%相当）

本新株予約権が未行使のまま失効又は行使不能となった場合には、2019年インセンティブ・プランが終了しておらず、かつ、下記(9)の定めに従う限り、当社は、当該本新株予約権の目的である株式（以下「再利用対象株式」という。）を、2019年インセンティブ・プランに基づく将来の株式の付与又は売却に用いることができる。

なお、当社の普通株式について、当社が株式の分割、株式の併合、株式配当、資本再構成、統合又は株式の種別の変更を行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の株式の分配を行う場合は、米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を比例按分して調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合又はその他の該当する取引の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合等の比率}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数（但し、当社が保有する自己株式の数を除く。）を変更する行為をする場合、当社は、いずれの場合も米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、本新株予約権の行使により取得される株式数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

(4) 本新株予約権1個当たりの割当時の払込金額

金銭の払込みは不要とする。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額の概要

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額（以下2.において「行使価額」という。）は、本新株予約権の割当日における当該株式の公正価値を下回らないものとする。

また、当社の普通株式について、当社が株式の分割、株式の併合、株式配当、資本再構成、統合又は株式の種別の変更を行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の株式の分配を行う場合は、米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合又はその他の該当する取引の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合等の比率}}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数（但し、当社が保有する自己株式の数を除く。）を変更する行為をする場合、当社は、いずれの場合も米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

#### (6) 本新株予約権の行使期間

2019年インセンティブ・プランに基づく本新株予約権の行使期間は、割当日から10年以内でなければならない。

#### (7) 本新株予約権の譲渡禁止

当社取締役会により別途定められる場合を除き、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権について、遺言による又は相続若しくは遺産分配に関する法律による場合を除き、いかなる方法によっても売却、質権の設定、譲渡、抵当権の設定、移転又は処分を行ってはならないものとし、また、本新株予約権の割当てを受けた従業員が生存している間、当該従業員によってのみ行使できるものとする。当社取締役会は、(i)遺言によるか、(ii)相続若しくは遺産分配に関する法律によるか、又は(iii)1933年米国証券法（その後の変更を含む。）（以下2.において「米国証券法」という。）規則701により認められるところに従う場合に限り、本新株予約権の第三者への移転を承認することができる。また、当社が1934年米国証券取引所法（その後の

変更を含む。) (以下2. において「米国証券取引所法」という。) 第13条又は第15(d)条の報告要件に服することとなるまで、又は当社取締役会が米国証券取引所法に基づき公布される規則12h-1(f)に定められるところによる米国証券取引所法に基づく登録の免除(以下2. において「規則12h-1(f)免除」という。)に現在若しくは将来依拠しない又は依拠することができないと判断した後は、本新株予約権又は(行使する前は)本新株予約権の対象となる株式については、いかなる方法(ショートポジション、「プットと同等のポジション」又は「コールと同等のポジション」(それぞれ米国証券取引所法規則16a-1(h)及び規則16a-1(b)に定義されるところを意味する。))をとる方法を含む。)によっても、(i)贈与若しくは家庭裁判所の命令を通じて「親族」(米国証券法規則701(c)(3)に定義されるところを意味する。)である者に対して、又は(ii)加入者が死亡するか若しくは無能力となった時点で加入者の遺言執行者若しくは後見人に対して行う場合を除き、いずれの場合においても、継続的に規則12h-1(f)免除に依拠するために必要となる範囲において、質権の設定、抵当権の設定又はその他譲渡若しくは処分はできないものとする。上記にかかわらず、当社取締役会は、その単独の裁量で、規則12h-1(f)により許される範囲内で、又は、当社が規則12h-1(f)免除に依拠しない場合には2019年インセンティブ・プランにより許される範囲内で、当社に対する譲渡又は当社の支配権の変更若しくはその他当社に関する買収に係る取引に関連する譲渡を承認することができるものとする。

#### (8) 本新株予約権の行使可能性

米国カリフォルニア州の従業員に関して、本新株予約権を行使する権利は、本新株予約権者が当社又は当社の子会社における自らの雇用が終了する日に行使する権利を有する範囲内で、以下のうち最も早い時点まで引き続き行使することができるものとする。

- (i)雇用の終了が死亡又は無能力に起因する場合、当該終了日から6ヶ月(本新株予約権に係る発行要領又は新株予約権割当契約において6ヶ月よりも長い期間が定められている場合には、当該期間)が経過する時点
- (ii)雇用の終了が死亡又は無能力以外の理由に起因する場合、当該終了日から30日(本新株予約権に係る発行要領又は新株予約権割当契約において30日よりも長い期間が定められている場合には、当該期間)が経過する時点
- (iii)本新株予約権が失効するまでの最長期間の末日

(9) 2019年インセンティブ・プランの有効期間

2019年インセンティブ・プランに基づくいずれの本新株予約権も、(a)当社の取締役会が2019年インセンティブ・プランを決定する日、又は(b)当社の株主が2019年インセンティブ・プランを承認する日のいずれかの早い方の日から3年以内に発行されなければならない。但し、2019年インセンティブ・プランに基づき発行され、再利用対象株式のみを目的とする本新株予約権については、当該3年の経過後においても発行することができるものとするが、いかなる場合であっても、(i)当社の取締役会が2019年インセンティブ・プランを決定する日、又は(ii)当社の株主が2019年インセンティブ・プランを承認する日のいずれかの早い方の日から10年以内に発行されなければならない。

(10) 2019年インセンティブ・プランの加入者に対する情報の提供

(i) 2019年インセンティブ・プランの加入者の総数が500名以上となり、当社が規則12h-1(f)免除に依拠する日、又は(ii)当社が米国証券法規則701に従い2019年インセンティブ・プランの加入者に情報を提供することを要求される日のいずれかの早い方の日から、当社が米国証券取引所法第13条若しくは第15(d)条の報告要件に服することとなるか、規則12h-1(f)免除に依拠しなくなるか、又は米国証券法規則701に従い2019年インセンティブ・プランの加入者に情報を提供することを要求されなくなる時点まで、当社は、少なくとも6ヶ月毎に、2019年インセンティブ・プランの各加入者に対して、米国証券法規則701(e)(3)、(4)及び(5)に記載される情報を、作成から180日以内の財務諸表とともに提供するものとし、また、当該情報は2019年インセンティブ・プランの各加入者に対して、物理的に又は電子的交付により提供されるものとする。

(11) 2019年インセンティブ・プランの株主による承認

2019年インセンティブ・プランは、2019年インセンティブ・プランが当社の取締役会により決定された日から12ヶ月以内に、当社の発行済議決権付株式の過半数を有する株主により承認されなければならない。

(12) その他の諸条件

当社は、日本の会社法及び当社の定款に従い、2019年インセンティブ・プランに基づく本新株予約権の発行に際してその他の諸条件を定めることができる。

#### 第4号議案 取締役に対するストック・オプションに関する報酬等の額及び内容 決定の件

第3号議案においてご承認をお願いしている2019年インセンティブ・プランの対象者となる当社及び当社の子会社の従業員の中には、当社の取締役を兼任する者が含まれる予定であることから、本議案において、当該兼任者に対するストック・オプションの付与について、取締役の報酬等としてのご承認を重ねてお願いするものです。

当社の取締役の報酬等の額は、2013年3月25日開催の臨時株主総会において年額5億円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、本議案は、当該取締役の報酬等の額とは別枠で、当社の取締役に対する報酬等として168百万円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります（なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものいたします。）。

当該新株予約権は、2019年インセンティブ・プランの範囲内で発行され、その内容は2019年インセンティブ・プランに記載のとおりであり、当社の取締役への当該新株予約権の発行数は40,000個（その当初の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式40,000株）を上限といたします。上記のストック・オプションとしての報酬等の額につきましては、想定される新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の上限数を乗じて得た額を考慮して定めたものであります。

なお、当社の現在の取締役は3名（うち社外取締役1名）であり、第1号議案「取締役4名選任の件」を原案どおりご承認いただいた場合、取締役は4名（うち社外取締役1名）となりますが、本議案の対象となる取締役は、そのうち、当社の子会社の従業員を兼任する取締役1名（社外取締役ではありません。）となります。

## 第5号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額9,815,288,055円を計上するに至っております。

つきましては、下記のとおり、資本金及び資本準備金の額を減少することにより税負担の軽減を図り、また、この欠損金の填補により財務体質の健全化を図るとともに、今後の株主還元（配当及び自己株式取得）を含む資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本議案は、発行済株式総数は変更せず、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。また、当社の純資産額にも変更はありませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものではございません。

### 1. 資本金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本金の額

資本金の額を4,907,644,028円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えていたします。

#### (2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2019年6月11日を予定しております。

### 2. 資本準備金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額を4,907,644,027円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えていたします。

#### (2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2019年6月11日を予定しております。

### 3. 剰余金の処分の内容

下記のとおり、会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 9,815,288,055円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 9,815,288,055円

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田美土代町7番地

住友不動産神田ビル 2階 バルサール神田

TEL 03-5281-3053



- 交通 都営地下鉄新宿線 小川町駅 B6出口より 徒歩約2分  
東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 B6出口より 徒歩約2分  
東京メトロ丸の内線 淡路町駅 A6出口より 徒歩約3分